

災害時等における生活必需物資の調達に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と富士シティオ株式会社（以下「乙」という。）は、寒川町内（以下、本町内といふ。）における地震、風水害その他の災害（以下「災害」といふ。）発生に際し、甲が応急物資及び生活必需物資（以下「物資」といふ。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（町の要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るために必要があると認めたときは、乙に対し次の号に掲げる事項を明らかにした文書をもって、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。但し、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

（1）災害の状況及び協力を要請する理由

（2）協力を要請する物資、数量

（3）その他の必要な事項

（要請に対する協力）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請事項について速やかに適切な処置をとるとともに、その数量等を協議し、売買契約を締結のうえ現品を引き渡すものとする。

2 前条に規定する協力の実施は、乙が本町内で営業する次の店舗において行うものとする。

（1）寒川店

（2）倉見店

（3）大曲店

3 乙は、本協定締結後、本町内において新たに店舗を出店したときは、当該店舗において本条に基づく協力の実施を行うものとする。

（物資の範囲）

第3条 物資の範囲は以下及び別表のとおりとする。

（1）食料品

（2）日用雑貨等

（3）その他、甲が必要とし乙が調達できるもの

（物資の価格）

第4条 災害発生時直前の適正価格とし、その都度協議する。

（物資の引き取り）

第5条 物資の引き渡し場所は、乙の本町内店舗とし、甲は当該店舗へ甲の職員等を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

（災害補償）

第6条 甲は、この協定に基づく業務従事中の者が、その者の責めに帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は、寒川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年4月1日条例第26号）の規定に準じて補償を行うものとする。ただし、他の法令により療養その他給付又は補償を受けた場合においては、その補償額の限度において災害補償の責めを免れるものとする。

（連絡責任者）

第7条 本協定に基づく協力要請等の内容の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、お互いに通知する。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

（保有数量等の報告）

第8条 乙は、本協定により協力できる物資の保有数量又は生産能力等を甲が指定する日までに文書により報告するものとする。

（協議事項）

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙誠意ある協議を行うものとする。

（協定期間と更新）

第10条 本協定書は平成25年12月20日から適用し、平成26年12月19日までとする。但し、甲又は乙から期間満了前1ヶ月前までに相手方に対し、書面による特段の意思表示がない場合は、本協定を1年更新し、以後同様とする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年12月20日

甲 高座郡寒川町宮山165番地

寒川町長 木村俊雄



乙 横浜市中区日本大通17番地

富士シティオ株式会社

代表取締役社長 菊池淳司

